

裾野市開発行為に伴い設置される道路及び道路に附属する施設に関する同意基準

(趣旨)

第1条 この基準は、裾野市開発行為に伴い設置される公共施設の手続きに関する要綱（平成31年裾野市告示第69号。次条において「要綱」という。）第4条第2項の規定により、道路及び道路に附属する施設に関する同意の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(基準及び構造)

第3条 この基準で定める基準及び構造については、次の各号の定めるところによる。

- (1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第25条及び第29条
- (2) 裾野市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年裾野市条例第12号）及び裾野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める規則（平成25年裾野市規則第9号）
- (3) 裾野市道認定基準等に関する要綱（平成20年裾野市告示第6号）

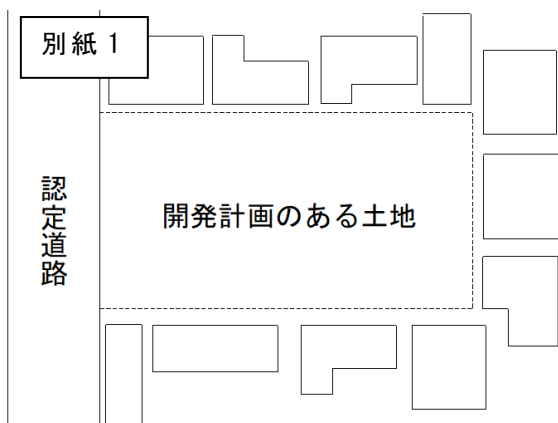
2 道路は、袋路状でないこと。ただし、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第24条第5号ただし書きによる袋路状道路を設置する場合で次の各号のいずれかに該当するものについては、協議により同意することができるものとする。

- (1) 開発計画のある土地が囲み地であり、開発道路が行き止まりとなるもの（参考例 別紙1～3）
- (2) 開発計画のある土地の先が田畑等であり田畑等の末端まで開発道路を設置することで、帰属される道路の将来的利用が見込まれるもの（参考例 別紙4）

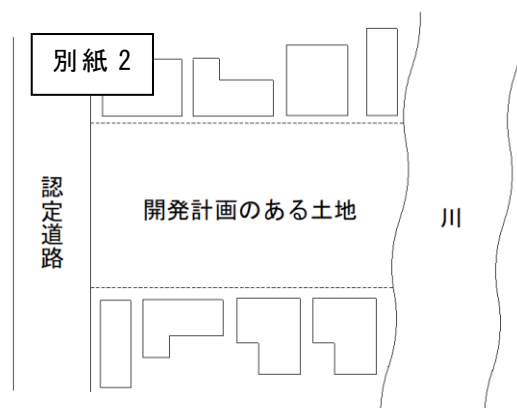
(同意内容と工事完了検査)

第4条 同意した内容と異なる公共施設を設置した場合は、工事完了検査の合格としない。ただし、手直し等により同意の内容を満たす場合はこの限りでない。

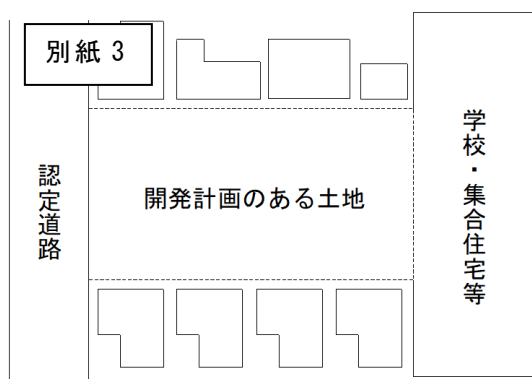
1 囲み地の例



※開発計画の土地が囲み地であり、開発道路は行き止まりとなるもの

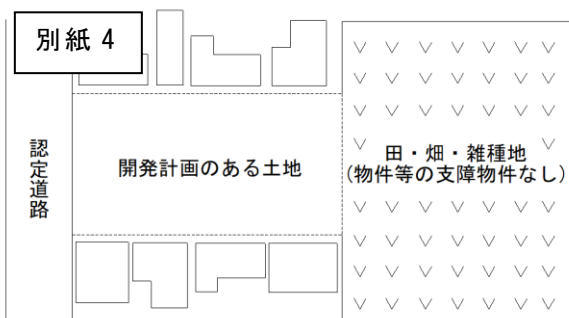


※開発計画の土地が河川（1級河川、準用河川）を含む囲み地であり、橋を設置することが困難であるため開発道路は行き止まりとなるもの



※開発計画の土地が、学校、集合住宅、都市公園等を含む囲み地であり、開発道路は行き止まりとなるもの

2 当該道路延長又は当該道路の接続が予想される例



※開発計画の土地の先が田畑等であり、田畑等の末端まで道路を設置することで、帰属される道路の将来的利用が見込まれるもの